

遊漁船業の適正化に関する法律第20条及び第21条の規定による行政処分に関する情報

(1) 事業の停止

| 事業者名 | 登録番号及び船名 | 処分内容 | 処分期間 | 処分理由 |
|-------|---------------------------------------|--------|------------------------|---|
| 川村 弘行 | 1 登録番号 青森県第3180号 2 船名 第二十一勝丸 | 事業停止命令 | 令和8年4月1日～ 令和8年4月30日 | 当該遊漁船業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊適法」という。）及び船舶安全法施行規則違反により、令和7年9月9日、罰金刑が確定した。この事実により、遊適法第6条第1項第9号（登録の拒否）の規定に該当するに至ったことは、同法第21条第1項第3号（登録の取消し等）の規定に該当するものである。 |